

その他オプション

携行品損害保障

ゴルファーの方はホールインワン等費用保障とセット加入をおすすめします。

保障内容

(携行品損害保険金)

保険期間中の支払限度額 **20万円**限度
免責金額：1事故 3,000円

主な支払例

- 旅行中にカメラを落として壊した。
- ゴルフプレー中にクラブが折れた。
- 通勤途中にバッグを奪われた。
- 会社でスマートフォンを落として壊した。
- 野球の試合中にボールがあたり眼鏡が壊れた。
(コンタクトレンズは対象外)

- ◆損害額は修理費または時価額のいずれか低い方が限度となります。
- ◆保険の目的の1個、1組または1対について損害額が10万円を超える時は**10万円が限度**となります。(現金類、乗車券等は5万円が限度) お支払いする保険金は、上記の損害額から1回の事故につき、**免責金額(自己負担額) 3,000円**を差し引いた額となります。
なお、保険期間を通じ、携行品損害保険金額がお支払いの限度となります。
- ◆盗難については警察への届出が必要となります。(紛失・置き忘れは保険金をお支払いしません)
- ◆保障の対象とならない主な携行品についてはP.34をご参照ください。

- 国内外を問わず住宅(敷地を含む)外において偶然な事故により携行品に損傷や盗難などの損害を受けたときに保障します。



月額保険料

基本契約がファミリーセットの場合(ご家族全員^(※)を保障)
※組合員ご本人・配偶者・同居の親族・別居の未婚の子

130円

基本契約が夫婦セットの場合
(組合員ご本人・配偶者を保障)

100円

基本契約がパーソナルセットの場合
(組合員ご本人のみ保障)

90円

その他の保障

その他オプション

ホールインワン等費用保障

ゴルファーの方は携行品損害保障とセット加入をおすすめします。

保障内容

(ホールインワン・アルバトロス費用保険金)

実費(限度額) 20万円 コース	選 択	本人型
実費(限度額) 50万円 コース		夫婦型 [※]
実費(限度額) 80万円 コース		

ご注意ください

※夫婦型は基本契約がファミリーセットまたは夫婦セットにご加入の方のみ選択できます。配偶者も被保険者(保障の対象者)となります。

主な支払例

- ホールインワンを達成し贈呈用記念品を作成した。(プライベートカードは被保険者がホールインワン・アルバトロスを記念して作成したものに限りです。)
- ホールインワン祝賀会を開催した。

- 国内でホールインワンやアルバトロスを達成した場合に負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用等の実費をご加入内容に応じて保障します。



月額保険料

	本人型	夫婦型
20万円コース	100円	20万円コース 150円
50万円コース	240円	50万円コース 360円
80万円コース	390円	80万円コース 580円

- ◆他の競技者1名以上と併し、パー35以上の9ホールを正規にラウンドした場合のホールインワンまたはアルバトロスに限ります。
- ◆原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金をお支払いしません。保険金のお支払い要件について、詳しくはP.35あらし「ホールインワン等費用保障」をご確認ください。
- ◆P.38~40「用語のご説明」をあわせてご確認ください。
- ◆ご選択いただいたコースの保険金額を上限として贈呈用記念品購入や祝賀会等の費用を実費でお支払いします。
- ◆ホールインワン・アルバトロス費用を保障する保険を複数ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。

その他オプション

賃貸住宅保障

保障内容

(借家人賠償責任保険金) (修理費用保険金)

借家人賠償 (1事故限度額)

500万円コース **実費 500万円**限度

1,000万円コース **実費1,000万円**限度

2,000万円コース **実費2,000万円**限度

修理費用 (1事故限度額)

実費100万円限度 免責金額: 1事故 3,000円

主な支払例

- 洗面化粧台のボウルに化粧品の瓶を落としてしまい、ボウルにヒビが入り、貸主 (大家さん) への損害賠償義務が生じた。(借家人賠償)
- タバコの消し忘れからボヤを出してしまい、貸主 (大家さん) への損害賠償義務が生じた。(借家人賠償)
- 子どもが壁紙に落書きしてしまい、貸主 (大家さん) への損害賠償義務が生じた。(借家人賠償)
- 泥棒が入って割られた窓ガラスを貸主との契約に基づき修理した。(修理費用)

- ◆建物の主要構造物 (壁・柱・床・はり・屋根等) や、共用部分 (ロビー・廊下・エレベーター・門・塀等) の修理費用は対象外となります。
- ◆示談交渉サービスはセットされておりません。

- 賃貸住宅にお住まいの方が借用住宅に損害を与え、貸主 (大家さん) に対する法律上の損害賠償責任を負ったときに保障します。
- 賃貸住宅にお住まいの方が落雷・盗難・給排水設備事故による漏水に伴う水濡れ等の所定の事故により借用住宅に損害が発生し、貸主 (大家さん) との契約に基づき修理した場合の費用を保障します。

(国内のみ)



月額保険料

500万円コース 90円

1,000万円コース 180円

2,000万円コース 350円

コース選択の目安

500万円コース 33㎡未満 居住賃貸物件

1,000万円コース 33㎡~66㎡未満 居住賃貸物件

2,000万円コース 66㎡以上 居住賃貸物件

ご注意ください

・上記の「コース選択の目安」は一例となりますので、お申し込みいただく賃貸住宅保障のコース (借家人賠償の1事故限度額) は、貸主 (大家さん) との賃貸契約に基づく賠償額を必ずご確認の上、選択ください。

・組合員本人が居住する加入申込票記載のご住所 (生協登録の住所) の賃貸住宅が対象となります。

その他の保障



注目!

中電生協からのお願い

近年、ご加入者の皆さまがパンフレットを読まずにご加入され、保険金のお支払時に「お支払いできない事由」に該当し、トラブルとなるケースが増加しております。以下、中電生協からお願いを申し上げます。

- ①パンフレットを十分に読んでいただき、ご加入ください。ご不明な点はパンフレット裏面下段記載の取扱代理店にお問い合わせください。
- ②パンフレットは保障内容をわかりやすくご説明する資料です。事故の際には普通保険約款、特別約款及び特約に基づき保険会社より保険金がお支払いされます。ご不明な点については取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。